

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程の一部を改正する
規程を次のように制定する。

平成13年10月24日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第24号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程の一部を改
正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程（平成8年規程
第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 各連合講座会議の部会代表者

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （組織） 第2条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科委員会委員 <u>(2) 各構成大学から連合講座ごとに各1名ずつ選出された教官</u> 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第2条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科委員会委員 <u>(2) 各連合講座会議の部会代表者</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u>